

■ Article (vol.31) ■

日税連平成 22 年度税制改正建議について

日税連調査研究部長 杉田宗久

.....
去る 6 月 25 日、日本税理士会連合会は「平成 22 年度税制改正に関する建議書」を理事会で承認のうえホームページに公開した。

建議書は、①公平な税負担、②理解と納得のできる税制、③必要最小限の事務負担、④時代に適合する税制、⑤透明な税務行政という基本的視点からの個別の改正要望項目だけではなく、中期的な視点に立って継続して検討すべき項目についての基本的な考え方も示されている。これらについては、税制当局が将来の税制を企画するにあたり、税理士会が意見を述べる場が持たれることが望まれるとされている。この意見は、平成 21 年度税制改正において附則第 104 条に盛り込まれた中期プログラム、つまり平成 23 年度までに税制の抜本的な改革に係る法制上の措置を講ずるとされるとともにいくつかの基本的方向性が示されたことに対応したものである。

まず、法人税については、国際財務報告基準の動向を踏まえた考え方が示されている。法人税法では第 22 条において一般に公正妥当な会計処理の基準に従うのが原則とされ、税法固有の処理は別段の定めとして規定されている。したがって、会計基準が変更されると所得金額が変動することになってしまうので、今までは、これに対応するため会計基準改訂に合わせた税制改正が行われてきた。例えば、所有権移転外ファイナンスリース取引や棚卸資産の後入先出法の廃止などである。しかし、会計処理の基準が将来さらに大きく変更されてしまうと、税法での個別対応ではまかないきれなくなるかもしれない。一方確定決算基準には、便宜性、安定性、真実性の確保などのすぐれた点があり、これらの機能を見捨てるわけにもいかない。特に中小企業においては、会計とは別に税法上の計算を行うことは実務上難しいのではないと思われる。将来の法人税改正においても、確定決算主義の維持は最も重要な命題であるが、その中でどのように会計に対応するかは慎重に検討する必要があるだろう。

また、附則において、法人税の「課税ベース拡大と税率の引下げ」を検討するとされている。これは平成 10 年度税制改正において掲げられたフレーズと同じである。この改正では、税率の引下げと同時に、建物の減価償却の定率法廃止、2 分の 1 簡便償却の廃止、各引当金の廃止又は縮小、収益計上基準の改正などが行われた。国際競争力などの観点からは税率の引下げは重要項目となっているが、法人税収を変えないという税収中立の立場からは、どのように課税ベースを拡大するかが問題となろう。課税ベースが拡大された場合、大企業の税負担は税率引下げによって不変となるが、中小企業はそうはいかない。(この状況がいかどう

かは別として、) 中小企業の約7割は欠損法人であるので、現在は法人税をほとんど負担していない。課税ベース拡大により所得金額がマイナスからプラスに転じた企業は、税率がいくら引き下げられようと税負担だけが生じることになる。結果として、大企業の要請で税率を引き下げると中小企業の税負担が増加することになる。課税ベース拡大は、確定決算主義の維持に配慮しながら、慎重に検討する必要がある。

次に、税率アップ不可避と思われる消費税に関しては、複数税率を採用するかどうかが一番の関心事である。また、軽減税率を採った場合には仕入税額控除の方式に影響を及ぼす。インボイス導入についても税理士会の中には賛否両論があり、なかなか意見がまとまっていないのが現状である。所得に対する逆進性の拡大にも対応しなければならないが、当面は単一税率を維持すべきであろう。

納税者番号制度については、制度の仕組み、付番方式、付番機関など具体的な内容を示した上で、導入や維持に要する行政におけるコスト及び民間が負担するコストを試算し、費用対効果の面からも十分に検討する必要があるとされ、少なくとも納税者番号により収集された法定調書などの税務情報は開示対象とし、本人による情報アクセスと情報訂正請求を認め、税務目的以外への利用は禁止すべきであるとしている。一方、納税者番号制度は課税漏れのない適正な申告などの実現に寄与し、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすと考えられ、適正な課税と申告水準の向上は国民全体の利益であろう。また、金融所得課税の一体化の観点からも、納税者番号制度は金融所得の正確な把握を行い適正な課税を担保するために必要であり、さらに公的年金しか所得のない高齢者について確定申告を必要としないような制度を考えることもできよう。当然ながら、給付付き税額控除の具体的検討も可能となる。つまり、この建議書では、納税者番号について慎重に検討する必要があるとしながら、積極的に進めることを提言していると考えられる。

建議書の詳細は、日税連ホームページで確認していただきたい。

以上